温暖化対策部会の活動概要

1 令和元年度の部会開催状況

月日	議事等
令和 2 年 1 月22日	滋賀県域からの温室効果ガス排出実態(2017年度)について 平成30年度(2018年度)の「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」 に係る取組の実施状況について 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の見直しについて

2 令和2年度の部会審議予定

(1)令和2年6月頃

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の改正について(方向性)

(2)令和2年8月頃

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の改正について(骨子案)

(3)令和2年11月頃

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の改正について(素案)

(4)令和3年1月頃

滋賀県域からの温室効果ガス排出実態について 滋賀県低炭素社会づくり推進計画の進捗状況について 滋賀県低炭素社会づくり推進計画の改定について

(5)令和3年3月頃

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の改正について(答申案)

滋賀県域からの温室効果ガス排出実態(2017年度)について

2017年度(平成29年度)に滋賀県域から排出された温室効果ガスの状況は次のとおりです。 今後、各種統計データの年報値の修正、算定方法の見直し等により各年度の排出量が変更される 場合があります。

1. 温室効果ガス排出量の経年推移

(1) 温室効果ガス排出状況

- ※ 滋賀県域における 2017 年度の温室効果ガス総排出量は 1,230 万 t(二酸化炭素換算)であり、

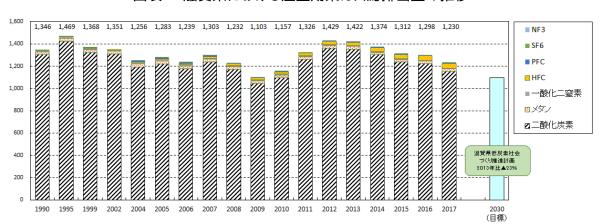
 「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」で定める基準年度である 2013 年度(以下、2013 年度という)比 13.5%減(191 万 t 減)前年度比 5.2%減(68 万 t 減)となっています(図表 1)。
- 総排出量のうち二酸化炭素が93.8%と大部分を占めています(図表1)。
- 総排出量は2012年以降減少傾向にあります(図表2)。
- ハイドロフルオロカーボン類(HFC)は増加傾向にあります(図表1)。これはオゾン層破壊物質の代替に伴い、冷媒分野において排出量が増加していることが要因です。

各温室効果ガスの排出量に各ガスの地球温暖化係数を乗じ、それらを合算した。各ガスの地球温暖化係数は10ページ参照。

	1990	2013	2016	2017		ù	過去値との比較	χ̈́
	年度	年度	年度	年度	構成比	1990 年度比	2013 年度比	2016 年度比
二酸化炭素	1,305	1,351	1,224	1,154	93.8%	11.6%	14.6%	5.7%
メタン	25	23	21	21	1.7%	15.1%	6.8%	0.7%
一酸化二窒素	10	0	9	9	0.7%	14.6%	3.0%	2.4%
HFC ¹	3	31	39	41	3.3%	-	31.2%	6.1%
PFC ²	0	4	3	4	0.3%	1	5.7%	23.3%
SF ₆ ³	3	3	2	2	0.1%	-	50.8%	14.3%
NF ₃ ⁴	-	0	0	0	0.0%	-	100.0%	0.0%
合計	1,346	1,422	1,298	1,230	100.0%	8.6%	13.5%	5.2%

図表 1 滋賀県における温室効果ガス総排出量(単位:万 t-CO₂)

1:ハイドロフルオロカーボン類、2:パーフルオロカーボン類、3:六フッ化硫黄、4:三フッ化窒素



図表 2 滋賀県における温室効果ガス総排出量の推移

注)四捨五入の関係上、表記上「0」となっていても実際の排出量は存在します。また、同様の理由により、総量と内訳の合計等が合わない場合があります(以下の表も同様)。

(2) 二酸化炭素排出状況

- 滋賀県域における 2017 年度の二酸化炭素排出量は 11,537 千 t であり、2013 年度比 14.6%減 (1,976 千 t 減) 前年度比 5.7%減(702 千 t 減)となっています(図表 3)。
- 二酸化炭素排出量のうちエネルギー由来二酸化炭素の占める割合は 97.7%であり、2013 年度 比 14.8%減、前年度比 5.9%減となっています(図表 3)。
- 部門別の割合は、産業部門の 45.9% (5,301 千 t) をはじめとして、運輸部門 21.0% (2,422 千 t) 家庭部門 15.8% (1,821 千 t) 業務部門 15.0% (1,727 千 t) の順となっています (図表 3)

四代 7 加头尔巴 77 4 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17										
	1990	2013	2016	2017		退	芸値との比較	交		
	年度	年度	年度	年度	構成比	1990	2013	2016		
	1 15	1 /2	7152	- ' '~		年度比	年度比	年度比		
エネルギー由来 CO ₂	11,803	13,233	11,985	11,273	97.7%	4.5%	14.8%	5.9%		
エネルギー転換	0	1	1	1	0.0%	-	2.0%	5.5%		
産業	6,564	6,338	5,773	5,301	45.9%	19.2%	16.4%	8.2%		
業務	1,083	2,102	1,818	1,727	15.0%	59.5%	17.8%	5.0%		
家庭	1,259	2,163	1,955	1,821	15.8%	44.6%	15.8%	6.9%		
運輸	2,897	2,628	2,438	2,422	21.0%	16.4%	7.8%	0.7%		
非エネルギー由来 CO ₂	1,250	281	254	264	2.3%	78.9%	5.9%	4.2%		
工業プロセス	1,149	69	65	66	0.6%	-	4.4%	1.2%		
廃棄物	101	212	189	199	1.7%	96.6%	6.4%	5.3%		
合計	13,054	13,513	12,239	11,537	100.0%	11.6%	14.6%	5.7%		

図表 3 滋賀県における部門別二酸化炭素排出量(単位:千 t-CO₂)

(3) 2030 年度の削減目標に対する達成状況

- 2017 年度の温室効果ガス総排出量は 1,230 万 t であり、2030 年度の削減目標 (1,095 万 t) に 対する達成率は 58.7% となりました (図表 4)。
- 2030 年度の各部門の排出量の目安に対する達成率については、産業部門については 111.3%、 業務部門については 56.3%、家庭部門については 43.8%、運輸部門については 40.4%となっており、産業部門については、2030 年度の排出量の目安以下となりました(図表 4)。

図主 4 3		つつつつ 石	F 中 の 当小ば 日 挿()達成窓(2017年度)

			2013 年度	2030 年度の	の削減目標	2017年	度実績
		単位	実績	排出量	削減割合 (2013 年度比)	排出量	達成率
温室効果ガス総排出量		万 t-CO₂	1,422	1,095	23%	1,230	58.7%
	産業	千 t-CO ₂	6,338	約 5,406	約 14.7%	5,301	111.3%
部門	業務	千 t-CO ₂	2,102	約 1,436	約 31.7%	1,727	56.3%
別	家庭	千 t-CO ₂	2,163	約 1,382	約 36.1%	1,821	43.8%
	運輸	千 t-CO ₂	2,628	約 2,118	約 19.4%	2,422	40.4%

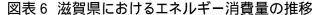
^()部門別については、2030年度の各部門の排出量の目安となります。

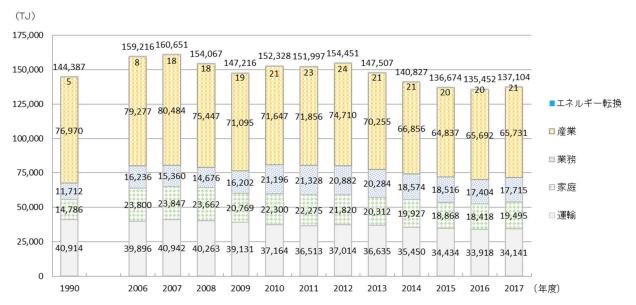
2. エネルギー消費量の経年推移

- 滋賀県域における 2017 年度のエネルギー消費量は 137,104TJ と、2013 年度比 7.1%減 (10,403TJ減) 前年度比 1.2%増(1,652TJ増)となっています(図表 5)。
- 総エネルギー消費量のうち産業部門の占める割合は 47.9%であり、2013 年度比 6.4%減、前年度比 0.1%増となっています(図表 5)。
- 家庭部門及び業務部門のエネルギー消費量は、東日本大震災とそれに伴う原子力発電所の事故があった 2011 年度から節電等の取組が進んだことにより、概ね減少傾向にありましたが、2017年度は増加しました(図表 5、6)。

囚状 5 成員未にのけるエ ^ヘ バイ 府員里(千位 13)												
	1990 年度	2013 年度	2016 年度	2017 年度	構成比	過· 1990 年度比	去値との比 2013 年度比	較 2016 年度比				
エネルギー転換	5	21	20	21	0.0%	-	1.3%	5.5%				
産業	76,970	70,255	65,692	65,731	47.9%	14.6%	6.4%	0.1%				
業務	11,712	20,284	17,404	17,715	12.9%	51.3%	12.7%	1.8%				
家庭	14,786	20,312	18,418	19,495	14.2%	31.9%	4.0%	5.9%				
運輸	40,914	36,635	33,918	34,141	24.9%	16.6%	6.8%	0.7%				
合計	144,387	147,507	135,452	137,104	100.0%	5.0%	7.1%	1.2%				

図表 5 滋賀県におけるエネルギー消費量(単位:TJ)





3. 部門別の二酸化炭素排出状況の特徴

(1) 産業部門(製造業)

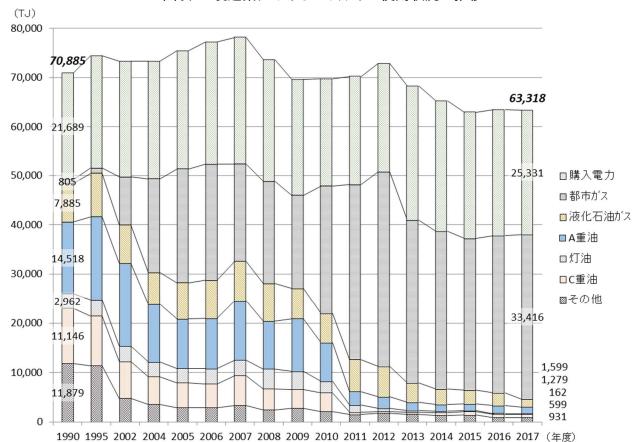
- 産業部門の二酸化炭素排出量のうち、製造業が96.5%を占めています(図表22)。
- 製造業における 2017 年度の二酸化炭素排出量は 5,115 千 t であり、2013 年度比 17.0%減 (1,050 千 t 減) 前年度比 8.5%減 (472 千 t 減)となっています (図表 7)。
- 製造業における 2017 年度のエネルギー消費量は 63,318TJ であり、2013 年度比 7.2%減(4,941TJ減) 前年度比 0.2%減(131TJ減)となっています(図表 7)。
- 製造業におけるエネルギー使用状況の長期的な推移をみると、重油から都市ガス等、エネルギーあたりの二酸化炭素排出がより少ない燃料への転換が進んでいます(図表8)。

図表 7 製造業におけるエネルギー消費量と二酸化炭素排出量

	1990	2013	2016 年度	2017	過去値との比較				
	年度	年度		年度	1990 年度比	2013 年度比	2016 年度比		
エネルギー消費量 (TJ)	70,885	68,258	63,449	63,318	10.7%	7.2%	0.2%		
二酸化炭素排出量 (千 t-CO ₂)	6,128	6,165	5,588	5,115	16.5%	17.0%	8.5%		

J(ジュール)はエネルギー量を表す単位です。

図表8 製造業におけるエネルギー使用状況の推移



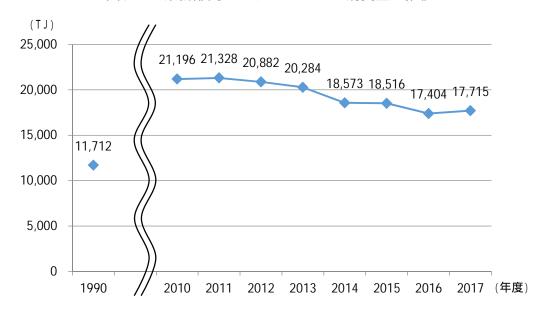
(2) 業務部門(商業・サービス・事業所等)

- 業務部門における 2017 年度の二酸化炭素排出量は 1,727 千 t であり、2013 年度比 17.8%減 (375 千 t 減) 前年度比 5.0%減 (90 千 t 減) となっています (図表 9)。
- 業務部門における 2017 年度のエネルギー消費量は 17,715TJ であり、2013 年度比 12.7%減(2,568TJ減) 前年度比 1.8%増(311TJ増)となっています(図表 9、10)。
- 前年比でエネルギー使用量と二酸化炭素排出量の増減傾向が異なっている要因として、電気の 二酸化炭素排出係数が小さくなったことが挙げられます。

図表 9 業務部門におけるエネルギー消費量と二酸化炭素排出量

	4000	0040	2040	0047	過去値との比較			
	1990 年度	2013 年度	2016 年度	2017 年度	1990 年度比	2013 年度比	2016 年度比	
エネルギー消費量 (TJ)	11,712	20,284	17,404	17,715	51.3%	12.7%	1.8%	
二酸化炭素排出量 (千 t-CO ₂)	1,083	2,102	1,818	1,727	59.5%	17.8%	5.0%	

図表 10 業務部門におけるエネルギー消費量の推移



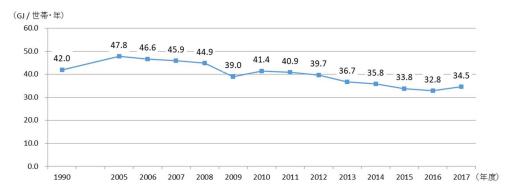
(3) 家庭部門

- 家庭部門における 2017 年度の二酸化炭素排出量は 1,821 千 t であり、2013 年度比 15.8%減 (342 千 t 減) 前年度比 6.9%減 (134 千 t 減) となっています (図表 11)。
- 家庭部門における 2017 年度のエネルギー消費量は 19,495TJ であり、2013 年度比 4.0%減(816TJ減)、前年度比 5.9%増(1,078TJ増)となっています(図表 11)。
- 1990 年度比でエネルギー消費量の増減を見ると、2017 年度において 31.8% (4,709 千 t) の 増加でした(図表 11)。このことには、世帯数の増加 が主に影響していると考えられます。 1990 年度:約35万世帯 2017年度:約56万世帯:約60%増
- 1990 年度比でエネルギー種別の増減を見ると、電力と都市ガスが顕著に増加しています。これは、暖房や給湯において、電力や都市ガスを使用するタイプのものが増えてきたこと、家電が多様化・大型化してきたことなど等が影響していると考えられます(図表 11)。
- 1世帯当たりのエネルギー消費量および二酸化炭素排出量は、2013 年度より減少しています (図表 12、13)。
- 1人当たりのエネルギー消費量および二酸化炭素排出量も、2013 年度より減少しています(図表 14、15)。

図表 11 家庭部門におけるエネルギー消費量と二酸化炭素排出量

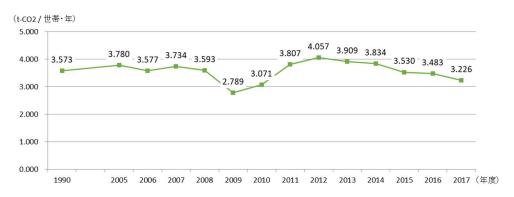
		1990	2013	2016	2017		過	去値との比	較
		年度	年度	年度	年度	構成比	1990 年度比	2013 年度比	2016 年度比
I	ニネルギー消費量 (TJ)	14,786	20,312	18,418	19,495	100.0%	31.8%	4.0%	5.9%
	灯油	5,422	5,553	4,491	5,351	27.4%	1.3%	3.6%	19.2%
	電力	5,958	10,800	10,244	10,207	52.4%	71.3%	5.5%	0.4%
	都市ガス	1,846	2,611	2,642	2,762	14.2%	49.6%	5.8%	4.6%
	LPG	1,562	1,349	1,041	1,176	6.0%	24.7%	12.8%	12.9%
	酸化炭素排出量 (千 t-CO ₂)	1,259	2,163	1,955	1,821	100.0%	44.6%	15.8%	6.9%
	灯油	371	381	308	367	20.2%	1.1%	3.6%	19.2%
	電力	702	1,566	1,449	1,242	68.2%	76.9%	20.7%	14.3%
	都市ガス	95	135	136	142	7.8%	49.3%	5.0%	4.6%
	LPG	91	81	63	71	3.9%	22.3%	12.8%	12.9%

図表 12 家庭1世帯あたりのエネルギー消費量



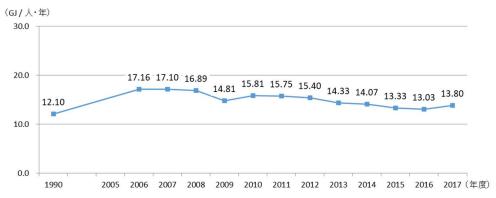
(資料)滋賀県統計課「滋賀県の人口と世帯数」を用いて作成

図表 13 家庭1世帯あたりの二酸化炭素排出量



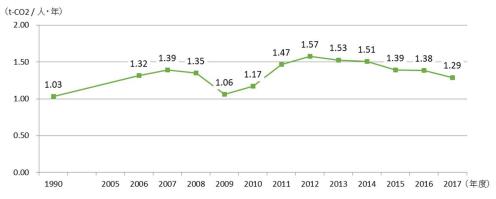
(資料)滋賀県統計課「滋賀県の人口と世帯数」を用いて作成

図表 14 人口 1 人あたりのエネルギー消費量



(資料)滋賀県統計課「滋賀県の人口と世帯数」を用いて作成

図表 15 人口 1 人あたりの二酸化炭素排出量



(資料)滋賀県統計課「滋賀県の人口と世帯数」を用いて作成

(4) 運輸部門(自動車)

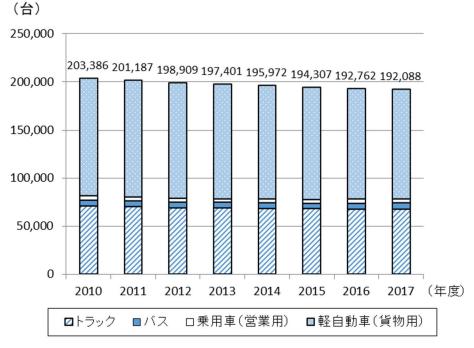
- 運輸部門の二酸化炭素排出量のうち、自動車が91.3%を占めています(図表22)。
- 自動車における 2017 年度の二酸化炭素排出量は 2,211 千 t であり、 2013 年度比 7.2%減(172 千 t 減) 前年度比 0.7%増(16 千 t 増) となっています(図表 16)。
- 事業活動由来の自動車の保有台数は減少傾向にあります(図表 17)。
- 生活由来の自動車の保有台数は増加傾向にあるものの、より燃費の良い自動車への乗換えが進んでいます(図表 18)。前年度比のエネルギー消費量は増加していますが、これは1台あたりの走行距離が増加したことによります。走行距離あたりのエネルギー消費量は減少傾向にあり、乗り換えの効果等が表れていると考えられます。

図表 16 自動車におけるエネルギー消費量と二酸化炭素排出量の経年比較

		1990	2013	2016	2017	過	去値との比	較
		年度	年度	年度	年度	1990 年度比	2013 年度比	2016 年度比
エネルギー消費量 (TJ)		38,445	34,735	31,993	32,214	16.2%	7.3%	0.7%
	トラック	-	9,858	9,911	10,173	-	3.2%	2.6%
事業	バス	-	924	848	821	-	11.1%	3.2%
活動	乗用車(営業用)	-	672	624	535	-	20.5%	14.3%
由来	軽自動車(貨物用)	-	3,076	3,054	3,040	-	1.2%	0.5%
	小計	24,260	14,531	14,437	14,569	39.9%	0.3%	0.9%
	乗用車(自家用)	-	13,016	9,943	9,578	-	26.4%	3.7%
生活	乗用車(HV 車)	-	1,011	1,782	1,962	-	94.1%	10.1%
由来	軽自動車(旅客用)	-	6,178	5,830	6,106	-	1.2%	4.7%
	小計	14,185	20,205	17,555	17,646	24.4%	12.7%	0.5%
二酸	化炭素排出量 (千 t-CO ₂)	2,647	2,382	2,195	2,211	16.5%	7.2%	0.7%

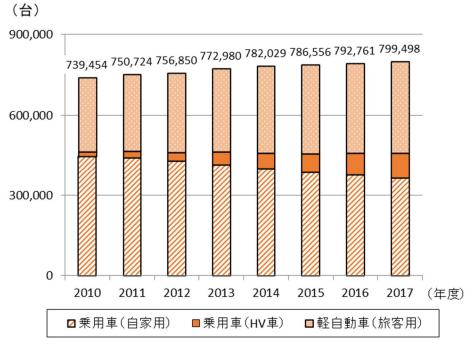
2010 年度から、統計資料の変更により車種区分を変更したため、1990 年度は合計値のみ記載しています。

図表 17 滋賀県における車種別台数の推移(事業活動由来)



(資料)自動車保有台数統計データ(一般財団法人 自動車検査登録情報協会)を用いて作成

図表 18 滋賀県における車種別台数の推移(生活由来)



(資料)自動車保有台数統計データ(一般財団法人 自動車検査登録情報協会)を用いて作成

4. 算定について

 N_2O

H F C

PFC

SF₆

 NF_3

カーボン類 パーフルオロ

カーボン類

六フッ化硫黄

算定は、以下の算定手法をもとに行いました。

「地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン」(平成19年3月改訂 環境省)、「温室効 果ガス排出量算定方法に関する検討結果」(平成25年3月 環境省)、「日本国温室効果ガ スインベントリ報告書」(2019年4月 温室効果ガスインベントリオフィス編)「地方公 共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)(Ver1.0)」(平成29年3月 環境省)および「地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き」 (平成26年2月環境省)に基づく算定手法

2012 年度排出量算定から、特定規模電気事業者による県内への電力供給に関する調査を追加 しました。

図表 19 温室効果ガスと主な排出源

温	l室効果ガス	地球温暖化 係数	主な排出源
C O 2	二酸化炭素	1	燃料の燃焼、廃棄物の燃焼、工業プロ
C H ₄	メタン	25	農業、廃棄物、燃料からの漏出、燃料

12 ~ 14,800

22,800

7.390 ~ 17.340

ロセスなど メタン 25 工業プロセスなど 一酸化二窒素 農業、廃棄物、燃料の燃焼、工業プロセスなど 298 ハイドロフルオロ

半導体製造、洗浄など

絶縁機器、半導体製造など

他のガスの副生、冷媒、発泡剤、エアゾールなど

三フッ化窒素 17,200 半導体、液晶製造など

図表 20 本調査に用いた電気の二酸化炭素排出係数 (単位:kg-CO₂/kWh)

電気の二酸化炭素排出係数は、1kWh の発電に伴って排出される二酸化炭素の量であり、発電方式の構成割合により変 動します。

1990 年度	1995 年度	1999 年度	2002 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度
0.424	0.395	0.357	0.357	0.356	0.358	0.338	0.366	0.355	0.294
2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度		
0.311	0.450	0.513	0.520	0.529	0.506	0.503	0.442		

^{1 2004} 年度~2011 年度は、関西電力の値を用いています。

^{2 2012} 年度から特定規模電気事業者による県内への電力供給に関する調査を追加したことに伴い、関西電力を含めた各事業者からの供給 電力量に応じて加重平均した値を示しています。

³ 電気の二酸化炭素排出係数については、2007 年度以降、発電に伴う実際の二酸化炭素排出量を基に算出した「実排出係数」と、京都メカニ ズム等を活用したクレジット反映後の二酸化炭素排出量を基に算出した「調整後排出係数」について、国が公表しています。本調査において は、県域からの温室効果ガス総排出量の算定に用いることとされた「実排出係数」を用いて算定を行いました。

【参考データ】

図表 21 滋賀県における温室効果ガス排出量の推移(単位:万 t-CO2)

	1990 年度	1995 年度	1999 年度	2002 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度
CO ₂	1,305	1,424	1,324	1,309	1,192	1,221	1,177	1,237	1,172	1,045	1,098
CH₄	25	28	25	23	25	25	25	24	24	23	23
N ₂ O	10	11	12	12	11	11	10	10	9	8	8
HFC	3	3	7	6	9	10	12	15	17	19	21
PFC	0	0	0	0	15	12	10	12	6	3	3
SF ₆	3	3	1	0	4	4	4	5	4	3	4
NF ₃											
合計	1,346	1,469	1,368	1,351	1,256	1,283	1,239	1,303	1,232	1,103	1,157

	2011 年度	2012 年度	2013	2014	2015 年度	2016 年度	2017	過去値との比較			
			年度	年度			年度	1990 年度比	2013 年度比	2016 年度比	
CO ₂	1,264	1,363	1,351	1,302	1,236	1,224	1,154	11.6%	14.6%	5.7%	
CH₄	23	23	23	22	22	21	21	15.1%	6.8%	0.7%	
N ₂ O	9	8	9	9	9	9	9	14.6%	3.0%	2.4%	
HFC	24	27	31	33	36	39	41	-	31.2%	6.1%	
PFC	3	3	4	6	7	3	4	-	5.7%	23.3%	
SF ₆	4	3	3	2	2	2	2	-	50.8%	14.3%	
NF ₃		1	0	0	0	0	0	-	100.0%	0.0%	
合計	1,326	1,429	1,422	1,374	1,312	1,298	1,230	8.6%	13.5%	5.2%	

図表 22 滋賀県における部門別二酸化炭素排出量の推移(単位:千t-CO2)

		1990	1995	1999	2002	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
		年度										
エネルギー転換 (ガス事業)		0	0	0	0	1	1	0	1	1	1	1
	農林業	190	222	169	175	21	22	20	20	20	19	20
	水産業	24	32	28	28	7	6	5	5	6	5	5
≠ ₩	鉱業	13	13	7	13	19	19	19	20	19	16	18
産業	建設業	209	254	182	149	129	122	107	128	96	71	97
	製造業	6,128	6,170	5,620	5,561	5,408	5,471	5,465	5,806	5,383	4,707	4,674
	計	6,564	6,692	6,006	5,926	5,583	5,640	5,617	5,979	5,524	4,818	4,813
業務	業務		1,319	1,413	1,318	1,554	1,532	1,311	1,346	1,253	1,211	1,691
家庭	家庭		1,521	1,532	1,587	1,706	1,894	1,825	1,941	1,894	1,485	1,653
	自動車	2,647	3,166	3,380	3,488	2,592	2,655	2,548	2,628	2,578	2,506	2,376
運輸	鉄道	232	226	184	169	174	184	172	174	173	139	145
建制	船舶	18	21	26	25	22	21	20	19	19	17	17
	計	2,897	3,413	3,589	3,683	2,788	2,860	2,740	2,821	2,770	2,662	2,538
工業プロ	セス	1,149	1,106	457	335	1	1	1	1	1	0	1
	一般 廃棄物	47	88	114	120	174	173	174	161	166	168	152
廃棄物	産業 廃棄物	54	102	128	119	117	111	105	122	113	106	127
	計	101	189	242	240	291	284	279	283	279	273	279
合	·計	13,054	14,240	13,238	13,089	11,923	12,212	11,773	12,371	11,721	10,450	10,976

		2011	2012	2013	2014 2015 2016 2017 2017	2017年	j	過去値との比較	रें			
		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	構成比	1990 年度比	2013 年度比	2016 年度比
エネルギー転換 (ガス事業)		1	1	1	1	1	1	1	0.0%	-	2.0%	5.5%
	農林業	26	30	22	11	11	72	78	1.5%	58.8%	257.1%	9.1%
	水産業	7	8	2	1	1	2	2	0.0%	93.1%	12.5%	24.4%
産業	鉱業	21	23	20	20	19	19	17	0.3%	29.5%	14.9%	10.3%
性耒	建設業	81	99	129	110	124	93	89	1.7%	57.5%	31.3%	4.2%
	製造業	5,351	5,832	6,165	5,991	5,633	5,588	5,115	96.5%	16.5%	17.0%	8.5%
	計	5,486	5,991	6,338	6,132	5,787	5,773	5,301	45.9%	19.2%	16.4%	8.2%
業務	業務		2,510	2,102	1,978	1,900	1,818	1,727	15.0%	59.5%	17.8%	5.0%
家庭	家庭		2,231	2,163	2,132	1,971	1,955	1,821	15.8%	44.6%	15.8%	6.9%
	自動車	2,333	2,367	2,382	2,301	2,230	2,195	2,211	91.3%	16.5%	7.2%	0.7%
運輸	鉄道	203	225	229	234	227	227	195	8.1%	15.8%	14.9%	14.0%
建制	船舶	17	17	16	16	16	16	17	0.7%	7.5%	2.3%	1.7%
	計	2,552	2,609	2,628	2,551	2,474	2,438	2,422	20.6%	16.4%	7.8%	0.7%
工業プロ	セス	1	67	69	67	64	65	66	0.6%	94.3%	4.4%	1.2%
	一般 廃棄物	155	153	127	129	133	135	149	75.2%	217.6%	17.5%	10.3%
廃棄物	産業 廃棄物	75	72	85	32	32	53	49	24.8%	8.8%	42.0%	7.5%
	計	230	225	212	161	165	189	199	1.7%	96.6%	6.4%	5.3%
合計		12,635	13,633	13,513	13,023	12,362	12,239	11,537	100.0%	11.6%	14.6%	5.7%

算定に用いている「総合エネルギー統計(資源エネルギー庁)」において、2016 年度から農林水産業の個人経営体等のエネルギー消費量が計上されたため、大幅に増加した。

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の概要

前文(要約)

- ・過去の二度にわたるオイルショックにより、化石燃料に依存した社会の脆弱さが明らかになった。また、化石燃料の大量消費による大気中の温室効果ガスの増加は、地球温暖化をもたらし、地球環境や、琵琶湖をはじめとする滋賀の自然や暮らしにその影響を与えつつある。
- ・こうした状況に立ち向かうためには、いずれ枯渇する化石燃料に依存しない低炭素社会づくりを進めなければならず、県は、2030年における温室効果ガス排出量を1990年比で50%削減を低炭素社会の実現のための目標として掲げたところ。
- ・この目標達成への道筋は平坦ではないが、先駆的に取り組むことにより、 環境関連産業の発展や雇用の創出など地域経済の活性化が可能となる。
- ·私たちは、滋賀の豊かな自然や暮らしを確かな姿で次の世代に引き継ぐ ことを決意し、その第一歩として、条例を制定する。

第1章 総則

1.目的

・低炭素社会づくりを推進し、もって健全で質の高い環境を確保しつつ、豊かな県民生活および経済の成長の実現を図りながら持続的に発展することができる社会(=持続可能な社会)の構築に寄与し、あわせて地球温暖化の防止に資すること

2.用語の定義

・「低炭素社会」を、「化石燃料に依存しない社会 経済構造の確立により、豊かな県民生活および 経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果 ガスの排出の量ができる限り削減された社会」と 定義

3.基本理念

- (1) 低炭素社会の実現のためには社会経済構造を転換する必要があるとの認識の下に推進
- (2) 全ての者の主体的かつ積極的な参画の下に推進
- (3) 県、県民、事業者その他の関係者の連携および協働の下に、様々な分野における取組を総合的に推進
- (4) 温室効果ガスの排出の抑制等と経済の持続的な成長との両立を図ることを旨として推進

4.県・事業者・県民等の責務

(1) 県

- ・低炭素社会づくりに関する総合的かつ計画的な 施策を策定・実施
- ・施策の策定・実施に当たり、市町その他の地方公共団体、国および民間団体等と連携協力
- · 県域で民間団体等が行う低炭素社会づくり活動 の促進のため、情報提供その他の措置を講ずる

(2) 事業者

- ・その事業活動に関し、温室効果ガスの排出抑制等のための取組(他者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための取組を含む。)など低炭素社会づくりに関する取組を自主的かつ積極的に実施
- ·県が実施する低炭素社会づくりに関する施策に 協力

(3) 県民

- ・その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組など低炭素社会づくりに関する取組を自主的かつ積極的に実施
- · 県が実施する低炭素社会づくりに関する施策に 協力
- (4) 滞在者および旅行者
- ・県内における低炭素社会づくりに関する取組に

各主体・各分野における施策・取組

第2章 低炭素社会づくりに関する 基本的施策等

- 1.推進計画の策定等
- ·県は、県域における施策および県の事務事業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定・公表
- ·毎年1回実施状況を公表
- 2. 低炭素社会づくり指針の策定
- ·県は、各主体が低炭素社会づくりに関する取組を推進するために必要な指針を策定・公表
- 3.調査研究の推進および環境産業の育成・振興
- 4.低炭素社会づくりに関する理解促進のための情報提供等
- 5.環境学習の推進等
- 6. 県の率先実施
- ・県の事務事業に関し、次の取組等を率先実施 省エネ推進、 自動車の温室効果ガス排出抑制 再生可能エネルギーの利用推進、 グリーン購入、 廃棄物の発生抑制等

第3章 事業活動に係る低炭素社会 づくりに関する取組

- 1. 事業者が取り組むよう努めるべき事項
- (1) 事業活動に伴うエネルギー使用量の把握
- (2) 省エネルギー型機器の使用および機器の効率的使用
- (3) 冷暖房時の適切な温度設定および従業員の服装等への配慮
- (4) グリーン購入の推進
- (5) 廃棄物の発生抑制等および廃棄物処理における温 室効果ガス排出抑制
- <u>2.事業者行動計画の策定等(H24.4.1施行予定)</u>
- ・事業活動に伴う温室効果ガス排出量が一定以上の事業者は、低炭素社会づくりに係る取組に関する計画を策定し、知事に提出
- ·事業者行動計画には、事業者自身の低炭素化のための取組、省エネ製品の製造などの低炭素社会づくりのための取組等を定める
- ・計画策定事業者は、計画の実施状況を記載した「事業者行動報告書」を作成・提出
- ・知事は、提出された計画・報告書を速やかに公表 ・中小規模事業者は、事業者行動計画を任意に策定 提出することができる

第4章 日常生活に係る低炭素社会 づくりに関する取組

- 1. 県民等が取り組むよう努めるべき事項
- (1) 日常生活に伴うエネルギー使用量の把握
- (2) 省エネルギー型機器の使用および機器の効率的使用
- (3) 冷暖房時の適切な温度設定
- (4) グリーン購入の推進
- (5) 廃棄物の発生抑制等
- 2. 低炭素地域づくり活動計画(H23.10.21施行)
- ・自治会や商店街などの民間団体が地域における低炭素社会づくりに関する活動についての計画を策定・実施する場合、知事はその計画を低炭素地域づくり活動計画として認定・公表し、必要な情報提供・助言等の支援を行う

第5章 建築物およびまちづくりに係る 低炭素社会づくりに関する取組

- 1.建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等
- 2.低炭素社会づくりに資する住宅の普及の促進
- 3. 開発事業に係る計画の立案段階での検討
- <u>4.歩いて暮らせるまちづくりへの配慮</u>

第6章 自動車等に係る低炭素社会 づくりに関する取組

- <u>1.公共交通機関の利用等への転換</u>
- 2.温室効果ガス排出量がより少ない自動車等の 購入等
- 3.自動車走行量の抑制等
- 4.アイドリング・ストップの実施および駐車場設置 管理事業者によるアイドリング・ストップの周知 (義務規定)
- 5.自動車管理計画の策定等(H24.4.1施行予定) ・使用する自動車の台数が一定台数以上の事業者は、 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出抑制を図る ための基本的な方針や取組を定めた計画を策定し、 知事に提出
- ·計画策定事業者は、計画の実施状況を記載した「自動車管理報告書」を作成・提出
- ・知事は、提出された計画・報告書を速やかに公表
- ·中小規模事業者は、自動車管理計画を任意に策定・ 提出することができる

第7章 森林の保全および整備等

- ・県民、森林所有者、事業者等による森林の適切な 保全・整備および県内産の木材等の利用推進
- ・県による情報提供および県民、森林所有者、事業 者等と連携した森林の保全・整備等
- ·県による公共建築物における県内産の木材の利用 推進等

第8章 農業および水産業に係る 低炭素社会づくりに関する取組

- ・農業・水産業者による温室効果ガスの排出抑制に 配慮した生産活動の実施
- ·県による温室効果ガス排出量が少ない農業·水産業および地球温暖化に適応した農業·水産業の育成・振興
- ・県民・事業者による地産地消
- ·県による地産地消推進のための生産振興·普及啓 発等

第9章 雑則

- 1.特に優れた取組を行った県民、事業者、 団体の顕彰
- 2. 指導および助言
- 3.報告徴収および立入調査、勧告ならびに 公表

その他

- 1. 施行期日
- ・原則として平成23年4月1日。ただし計画制度な ど周知期間を要するものについては、平成24年 4月1日までの間において規則で定める日から 施行。
- 2.検討
- ・知事は、この条例の施行後5年を目途に、施行 状況、県民意識、社会経済情勢の推移等を勘 案し、この条例について検討・見直しを行う
- 3.関係条例の一部改正等
- ・本条例の制定に伴い影響を受ける「滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例」の一部改正等を行うとともに、必要となる経過措置を置く